

特定非営利活動法人

日本ハウスクリーニング協会定款

第一章 総則

(名 称)

第一条 この法人は、特定非営利活動法人日本ハウスクリーニング協会という。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を東京都新宿区百人町1丁目20番17号に置く。

(目 的)

第三条 この法人は、地域の高齢者や障害者、福祉施設及び住民に対して、ハウスクリーニング及びそれに関する事業の総合的なサービスを行うことにより、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害援護活動
- (5) 子供の健全教育を図る活動

(事業の種類)

第五条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 高齢者や障害者及び福祉施設等にクリーニングを実施する
- (2) 講座、講演会、研修会、イベントの企画及び開催
- (3) ハウスクリーニングに関する情報提供及び普及啓発活動
- (4) ハウスクリーニングを通じた環境保全に関する活動
- (5) 福祉に関わる団体又は企業、及び災害が起きた地域等に対する寄付
- (6) 青少年の人達等に対する、ボランティアへの参加の機会の提供

(7) その他目的を達成するための事業

第2章 会 員

(種 別)

第六条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するため入会した個人及び団体

(入 会)

第七条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- (2) 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、(1)のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第八条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第九条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第十条 会員は、理事長が別に定める退会届に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第十一条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第二項 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に該当会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第十二条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第十三条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3～6人

(2) 監事 2人以内

第二項 理事のうち一人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第十四条 理事及び監事は、総会において選任する。

第二項 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第三項 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第四項 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

第五項 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第十五条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第二項 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

第三項 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事

会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。

第四項 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (2) この法人の財産の状況を監査する。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見をのべること。

(任期等)

第十六条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を防げない。

第二項 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第三項 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第十七条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第十八条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第二項 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に該当役員に弁明の機会をあたえなければならない。

(報酬等)

第十九条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

第二項 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第三項 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第二十条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

第二項 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第二十一条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第二十二条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第二十三条 通常総会は、毎年1回開催する

第二項 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第二十四条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

第二項 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第三項 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第二十五条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第二十六条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第二十七条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

第二項 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第二十八条 各正会員の表決権は平等なものとする。

第二項 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決をし、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第三項 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

第四項 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第二十九条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第二項 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第三十条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第三十一条 理事会は、この定款に別に定める事項に他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第三十二条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要とみとめたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第三十三条 理事会は、理事長が招集する。

第二項 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない

第三項 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第三十四条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第三十五条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ

通知した事項とする。

第二項 理事会の議事は、理事総数の過半数をもってけつし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第三十六条 各理事の表決権は、平等なものとする。

第二項 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第三項 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第一項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第四項 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第三十七条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録書名人の選任に関する事項

第二項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録書名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第三十八条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第三十九条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、1種とする。

(管 理)

第四十条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第四十一条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第四十二条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第四十三条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第四十四条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第四十五条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立

しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出がすることができる。

第二項 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第四十六条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

第二項 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第四十七条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第四十八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第二項 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第四十九条 予算をもって定めるほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第五十条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第五十一条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

第二項 前項第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第三項 第一項第二号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第五十二条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第五十三条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第五十四条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

第二項 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第五十五条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う

(組織及び運営)

第五十六条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第五十七条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から14年 8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第四十三条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から13年 8月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第四十四条の規定にかかわらず、設立総会のさだめるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第八条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人及び団体

入会金	0円
年会費	6,000円

* 別表 設立当初の役員

	役 名	氏 名	住 所	備 考
1	理事	金子 晴雄		理事長

2	理事	石山 博士		副理事長
3	理事	山田 孝		副理事長
4	理事	高橋 敬子		
5	監事	鈴木 茂幸		